

令和元年度第3回岩手県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

(開催日時) 令和元年9月13日(金) 13時30分から15時00分まで

(開催場所) 岩手県環境保健研究センター大会議室 (盛岡市北飯岡一丁目11番16号)

(出席委員) 渋谷晃太郎委員、内田尚宏委員、後藤均委員、橋本良隆委員、熊谷敏裕委員、藤村明智委員、菅原省司委員、宍戸博文委員、菅野浩幸委員、草刈耕一委員、鈴木登志美委員代理、松村千佳子委員代理、二又壽大委員、佐藤勝也委員代理、森田晋委員、小島純委員、佐々木健司委員、千葉和彦委員、菊池徹哉委員、千葉幸司委員代理、鎌田進委員、幸野聖一委員、久保田和憲委員代理

1 開会

<事務局から開会宣言>

2 挨拶

小島 岩手県環境生活部副部長から挨拶

3 議事

- (1) 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画(案)について
事務局から資料1、資料2及び資料3に基づいて説明

○ 内田委員

SDGsについて詳しく記載していただきよかったですと思っています。ただ、海洋ごみ問題に取り組んでいくには、教育や、企業との連携による代替製品への置き換えを進めることが必要だということと考えたとき、SDGsの中には、目標4「質の高い教育をみんなに」という、ESDといった観点や、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」といったものがあります。

プラスチックに替わる製品の開発は岩手においても試みられていますし、プラスチックの処理の技術も開発していく必要がありますので、目標4、9は関連する目標として盛り込んでもいいのではと感じました。

○ 事務局

教育関連や技術革新関連については、SDGsの記載をあらためて確認し、盛り込めるものがあれば盛り込んでいきたいと思っています。

○ 佐藤委員代理

11ページの港湾・漁港位置図について、今回は出典が記載されていませんが、これは何か理由があるのでしょうか。

○ 事務局

こちらについては、記載漏れかと思しますので修正したいと思います。

○ 央戸委員

19 ページ、河川における環境美化活動の例として北上川のクリーン大作戦を記載いただいています
が、4月に行っている一斉清掃のほうが事例としてはよいかと思えます。

また、23 ページ、海ごみゼロウィークにおける主な活動例が挙げられていますが、記載の事例を選
んだ基準や、記載以外にも他に事例があるのでは、というところに疑問を感じました。

○ 事務局

記載している事例は、市町村に照会し回答いただいた中から選んだもので、内陸の河川の清掃活動
も含め、広めに選んでいます。

○ 央戸委員

地域計画に記載するものとしては、団体が海洋ごみに対する活動として意識して行っていることが
前提だと思うので、先ほどのような考え方であれば、啓発活動の書き方が変わってくるのではないか
と思えます。

○ 事務局

海ごみゼロウィークの期間内に清掃活動に取り組まれたものを選択したという考え方でしたが、ご
意見を踏まえ記載の整理をさせていただきます。

○ 草刈委員

記載している取組は、海ごみゼロウィークの活動に登録されているものですか。陸域の活動でも登
録でき、登録すると統一のごみ袋を貰える仕組みになっていたと思えます。

○ 事務局

登録しているところに限らず、この期間内に行われた活動をピックアップしています。もし誤解を
招くようであれば修正したいと思います。

○ 渋谷座長

どういう考えで選択したのかがわからないと意図的だと受け止められてしまうので、登録されたも
のを記載するなど基準を決めておけばいいと思えます。

また、今年初めての取組ということですが、この地域計画ができると、内陸のごみも海ごみ対策に
繋がるという理解を広げ、積極的に参画してもらうことが求められてくると思えます。

内陸で川の清掃をしている人にとって、海まで意識が及んでいない状況があると思えますので、こ
れから活動は増えていくのかなと思えますが、その際に基準をしっかりと決めておくといいように思
います。

○ 事務局

記載については、注意書きで補足することも含め、検討したいと思います。

○ 橋本委員

海ごみゼロウィーク期間の活動には、対象が河川でなくともよいという認識でよいですか。例えば雫石町だと国道 46 号清掃活動も記載されています。また、この期間、一般の清掃活動であれば他にもあると思います。

○ 事務局

今回の記載に当たっては、期間内の清掃活動全般を取り上げましたが、ご意見を踏まえ、どういったものを記載するべきか整理したいと思います。

○ 内田委員

できるだけ幅広く参加してもらうような動きというのは非常によいと思いますが、期間を決めると、団体によってはその期間に活動したくてもできない場合もあるかもしれません。動きとしては非常にいいと思うので、より幅広く参加できるようなものにしていただければと思います。

○ 渋谷座長

16 ページ、ボランティアの清掃活動について書いてありますが、表の 3-1 は平成 21 年度までしか記載がありません。本文中（ア）の説明に、海岸清掃が行われていない期間があったことが書いてあるものの、事実関係をしっかり記載するべきだと思います。

それから、表 3-2 について、河川のほうは増えているものの海岸の方がゼロのままであり、このことについては、本文中にも事実として書いておいたほうがいいのかと思います。

また、（ウ）として民間の活動が記載されており、いわて海ごみなくし隊という活動例が挙っています。こういった活動を一緒にやっていくことは非常に良いことだと思うので、こういった取組なのか記載していただくとより良いと思います。

関連して 23 ページで、ボランティアの清掃活動は、イベントなど普及啓発活動としてもやっていたりすることなので、再掲になるかもしれませんが、活動状況を整理いただくとわかりやすくなるのではないかと思います。

○ 佐藤委員代理

26 ページの基本方針について、「海岸漂着物等」と「等」がつく記載とそうでない記載が見受けられますが、理由があるのでしょうか。

○ 事務局

意味するところは同じであり、整理させていただきます。

○ 橋本委員

第 6 章の役割分担について、前回に比べると主体の区分や役割について整理され、今後、この計画に沿ってこういう役割を担っていく、ということがより明確になったと思います。

○ 内田委員

モニタリングについて、変化を把握するため定期的に調査を行うということですが、具体的に、どのような内容を把握するためにどのような調査を行うものでしょうか。

○ **幸野委員**

モニタリングの内容とやり方等についてですが、環境省によるガイドラインにおいて、毎年 1 回、それぞれの海岸においてどのようなものが漂着しているか、調査し把握することとされているものです。

拾われたごみについてそれぞれ種類ごとに分別して重量を記録し、把握するもので、どういうものが含まれているかというのを調査することが主な目的となっています。

○ **内田委員**

それは業者が調査するのですか。

○ **幸野委員**

今年は県の職員が行いました。沿岸にある 5 つの事務所でそれぞれ 1 か所ずつ実施しましたが、もし拡大することになると、委託等も活用してやっていかなければならないかなと思っています。

○ **央戸委員**

7-2「災害等の緊急時における対応」について、「危険物」は何か定義されていますか。また、「所管課連絡先について広く県民に周知する」というところについて周知されている事例はありますか。どういう時にどこに連絡をすべきか、という対応方針が具体的でないように思います。

○ **事務局**

危険物の定義や連絡体制などについて、具体的なところはご指摘を踏まえて検討し、わかりやすく周知できるようにしたいと思います。

○ **渋谷座長**

今回の台風（台風第 15 号）でも、あまり表面化していませんが海岸漂着物はかなりあるでしょうね。台風が来るたびに同じようなことが起こると思いますので、方法などを明確にしておく必要があると思います。

○ **佐藤委員代理**

資料 3 として、第 2 回の協議会で出た意見に対する対応は整理をさせていただいていますが、第 2 回協議会后に委員のほか県内市町村に対する意見照会を行っていたかと思います。その中で出た意見や、それに対する対応がもしあれば教えていただければと思います。

○ **事務局**

いくつか意見はいただきましたが、主に表現に対する修正意見がほとんどでしたので、本日はお配りをしておりませんが、計画案には反映させていただいています。

○ 二又委員

この計画の構成として、まずごみ进行处理し、次にごみの発生を抑制しましょうという順番になっているかと思いますが、そもそも発生させなければごみはないものだと思うので、まずは抑制することが一番で、次に、災害などにより発生したごみについては適切に処理していく、というような形の方が適当なのではと感じました。

また、概要版の 5-2 の (2) の中に、農業用廃プラスチックの適正処理について特出しのような形で記載されていますが、農協などでビニールの適正な処理をするために取り組んでいる中で、農業だけが悪いように見えてしまうのではと感じました。

○ 佐々木委員

資源循環推進課の佐々木です。先ほどの2つのご意見について、まず発生抑制の方を順番としては先に書くべきではないかというご意見がありました。このことについては、国の基本方針に基づいた構成や順番にしておりますが、ご意見の趣旨も踏まえ、ごみの抑制が必要だということをわかりやすく伝えることを心がけていきます。

また、農業用のプラスチックについては、業界で取り組んでいただいた結果、現在は適正に処理されているという事例として記載したもので、問題があるという認識ではありませんが、表現による受け止められ方も考慮しながら整理させていただきます。

○ 内田委員

農業用廃プラスチックの意見に関して、実際に河川や海でごみを収集していると、実は漁業系のものなど産業に関わるごみが非常に多いです。ですから、農業用だけというよりは、産業に関わるごみというような表現がいいのではないかと思います。

○ 渋谷座長

記載の順番については、現段階での緊急性もあるかもしれません。現在は海岸にごみがいっぱいあるという状況で、まずそちらをやりましょうという考え方ですが、海岸がきれいになっていけば排出抑制が先という時代が遠からず来るような気がします。

○ 草刈委員

海岸漂着物処理推進法の考え方として、まずは海岸を綺麗にして、併せてごみの発生を抑制していく、そのときに教育もしていきましょうというのが環境省の基本方針の組み立てであり、それが、今回の地域計画の組み立てになっているのだと思います。

○ 二又委員

さきほどの意見の背景として、抑制より先にまず処理をするという計画の位置付けだと、どうせ不法投棄などをして処理してくれるだろうと県民に受け取られるのではないかと、ということがあります。発生抑制を周知して求めていくということはわかるのですが、ごみを出してもどうにかなるという捉え方をされるのではないかが不安、という意見が所属から出たところです。

○ 渋谷座長

つい先日、環境大臣が小泉進次郎氏に決まって話題ですが、いろんな意味で、積極的に物事が進んでいく可能性があります。プラスチックから他のものへ、それが新しい産業につながる、イノベーションということが言われています。今後、この分野が脚光を浴びるのではという気がしますね。

○ 内田委員

座長がおっしゃったように、イノベーションまたはパラダイムシフトですよね。変えていかなければならない。ものを作ったり使ったりする以上ごみは出てきます。リサイクルといっても実は半分以上は燃やしているものだったりする。

何のために、どう対策を進めていくかという考え方を、計画の最後の方にでも盛り込んでもいいのではないかと思います。

○ 渋谷座長

あと、自分のところに来たごみは自分で片付けるにしても、他の国に行ってしまうというグローバルな視点もあるのですよね。SDGsがまさにそうですけれど、県民に訴えかけるときにはそういう、陸から海へ繋がっているという視点もやっぱり必要だと思います。

たしか秋田県では、疑似のごみの中に発信器をつけて流してどこに行くか、生徒さんたちと一緒に調べるという取組があったかと思います。そういった学生の参加とかいろいろなイベントとか、教育の機会が考えられると思いますので、盛んにやって行くようにしていただければと思います。

○ 佐々木委員

プラスチックは、確かに捨て方が問題です。プラスチックはすごく便利なものですが、それをポイ捨てしないというのがポイントだと思いますので、そういったことをきちんと県民向けの普及啓発の中に取り入れていきたいというのがひとつあります。

また、イノベーションという視点もあり、生分解性プラスチックの活用というアイデアもありますが、年間1億トンものプラスチックが日本で生産されている中で、生分解性プラスチックはまだ2,300トンしかない。

このあたりは今後イノベーションで進んでいこうと思いますが、現状を踏まえると、県としては、例えば、プラスチックの利用を制限するよりは、まずはポイ捨てをやめようといった、今までの施策の延長線上のところが大きいだろうと思います。今後、取組が進んで状況がレベルアップしていけば、4年に一度ごとに、地域計画を見直していくことになると思います。

そして、地域計画は概ねできたところですが、実際に取り組むということが非常に重要です。あらゆる主体で取り組むということを地域計画に記載し、様々な主体の皆様にお集まりいただきましたが、協議会のメンバーだけでできることではありません。各主体が連携し、県民に向けていろいろ情報発信するなど、この地域計画をよりよいものにしていければというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 橋本委員

来年度以降、毎年5~6月ぐらいにまた協議会を開催していくというお話をいただきましたが、その際にどのような内容で実施する予定なのか、お示しいただければと思います。

○ 佐々木委員

あくまで予定ですけれども、まずは、地域計画に基づいて県として実施する取組、市町村と協力して実施する取組、そして各団体における活動といった、その年の取組内容を整理したいと思います。また、その時点での例えばイノベーションの動きやポイ捨ての状況などをお示しし、何を改善して取り組んでいくべきかなど、いろいろお諮りしていきたいと思っております。

○ 渋谷座長

いわて海ごみなくし隊という民間の動きもあるということで、今はまだ県は関与されていないということですが、民間の活動と協働して、より発展した取組ができると思います。

次の協議会から動き始めるのではなく、その前から調整をしていただいて、いろんなことを一緒に進めていくような方向性を示していただけたらありがたいなと思います。

あと支援制度も、河川のほうは充実していますが海岸の方は活用団体がない状態が続いているようなので、せっかくある制度を活用するという含め、ほかにもいろいろあると思いますけど、ぜひ、具体的な取組を着実に進めていただければと思います。

○ 事務局

いま民間で取り組んでいる実態もご紹介しながら、今後どう進めていったらいいのかということも含めて、協議会の場でご協議いただければありがたいと考えています。

○ 内田委員

今後の取組への案ですが、岩手県には流域協議会という非常に素晴らしい川単位の組織がありますが、この流域協議会が中心になって、それぞれの川の出口で、ごみ拾いを兼ねてモニタリングするというのいいのではないのでしょうか。

地域によってモニタリングの基準がばらばらだと思っており、岩手県で基準を決めて沿岸部や河川のごみの状況を把握する。また、各流域協議会は現状把握を踏まえて地域ごとに取り組み、子供たちも一緒に活動することで教育にもなる、ということではないかと思えます。

○ 菅原委員

環境学習や啓発の視点についてですが、海ごみの問題は、地球温暖化問題とほぼ同じだと考えています。それは、人間の排出したものを大気に出しているか海に出しているか、その違いだけの問題だと思います。

例えば先日の台風も、海の温暖化が影響して、台風が強いまま上陸したというようなものです。海の漂流物についても今問題視されていますが、いま想像されないようなことが、将来おそらく出てくるだろうと思います。それは、例えば海から魚がいなくなるというようなことです。プラごみの影響かどうかはわかりませんが、海を汚すという意味では同じですから。実際、サンマ、イカ、カツオ、これから来るだろう秋サケも、かなりの影響があると予測されています。

そういった、想像できないことの想像をしていこうということ、教育や啓発活動を通じて、市民にPRしていかなければいけないと考えています。

○ 渋谷座長

様々なお意見ありがとうございました。

これらのご意見をまとめまして、事務局と調整して、修正をしたものを皆様方にお示ししたいと思います。

○ **事務局**

今後、この最終案についても皆様に意見照会させていただきたいと思います。意見への対応は、座長との協議のうえ調整させていただければと存じます。

それから 10 月下旬にパブリックコメントを行い、意見を取りまとめたうえで、年内に計画を策定する予定でございます。パブリックコメントの実施予定や実施結果等につきましても、委員の皆様にお知らせします。

○ **橋本委員**

意見照会をしていただく際は、今日の協議会の意見を踏まえた修正後の案を示していただき、どう計画案に反映されたか確認できるような形になるようにしていただければと思います。

○ **事務局**

承知いたしました。座長とも相談のうえ対応させていただきます。

○ **渋谷座長**

他にご意見がなければ、これを持ちまして議事を終了いたします。

4 閉会

<事務局から閉会宣言>